

神戸市交通遺児奨学金支給要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、交通事故により父母等を失った児童・生徒について、交通事故被害に対する見舞の意を表し、奨学金を支給することにより、これら児童・生徒の健全な育成と激励をはかることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「交通遺児」とは、交通事故(車両、船舶又は航空機による事故をいう。)により死亡し、又は身体若しくは精神に著しい障害を有することとなった父、母又はこれらに準ずる者(以下「父母等」という。)に養育されていた者で次の各号の一に該当するものをいう。

- (1) 小学校就学前1年までの者(以下「幼児」という。)
- (2) 学校教育法第1条に定める学校のうち、小学校、中学校、特別支援学校幼稚部、小学部、中学部に在学中の者
- (3) その他市長が認める学校に在学中の者

(受給資格)

第3条 奨学金を受けることができる者は、市内に住所を有する交通遺児で市長が認めるものとする。

2 市長は前項の奨学金を交通遺児又はその保護者(以下「受給者」という。)に交付するものとする。

(支給額及び支給時期)

第4条 奨学金の支給額は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 幼 児 | 年額 44,400円 |
| (2) 小学校又はこれに準ずる学校に在学中の者 | 年額 50,400円 |
| (3) 中学校又はこれに準ずる学校に在学中の者 | 年額 58,800円 |

2 奨学金は、毎年度4月1日時点で受給資格を持つ者に対して、原則、毎年度7月に支給する。

3 4月1日以降に第6条に定める申請書を受理した者は、申請書を受理した月から月割りで支給額を算定する。算定は、毎年4月から翌年3月までの12ヶ月を1年度とし、支給額は下記の考え方とする。

年額×{(12ヶ月－受給資格を有しない期間)／12ヶ月}＝支給額(円未満切捨て)

(奨学金の用途の制限)

第5条 奨学金は、交通遺児の福祉のために使用しなければならない。

(申請手続)

第6条 奨学金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、所定の申請書を学校長等を経由して市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第2条の交通事故を証する書面を添付しなければならない。

(支給決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、必要な事項を調査のうえ支給の可否を決定し、学校長等及び申請者に通知する。

2 前項の規定に基づき奨学金の支給が決定した受給者については、受給資格が消滅するまで、継続して奨学金を支給する。

(継続申請)

第8条 削 除

(受給資格の消滅)

第9条 受給資格は第3条に定める受給資格がなくなったとき、又は次の各号の一に該当するときは消滅する。

(1)第2条に定める学校の修業年限を経過したとき。

(2)奨学金を必要としない理由が生じたとき。

2 市長は、受給者が第11条に定める届け出を怠っていると認めるときは、調査のうえ、その受給資格を消滅させることができる。

(奨学金の返還)

第10条 市長は、受給者が偽りその不正の手段により奨学金を受けたとき、又は前条第2項の規定により受給資格が消滅した後に奨学金を受けたときは、当該奨学金をその者から返還させることができる。

(届 出)

第11条 受給者は、奨学金の支給に関し次の各号に掲げる次項に変更があったときは、所定の異動届書により、その旨ただちに学校長等を経由して市長に届け出なければならない。

(1)受給資格に関する事項

(2)交通遺児の在学学校

(3)住所の移転等、申請書記載事項

(施行の細目)

第12条 この要綱の施行について必要なことは、危機管理監が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和44年7月1日から施行する。

(遡及適用)

2 市長は、昭和44年6月30日以前の交通事故にかかるものについては、昭和44年12月31日までに申請書を受理したときは、次の各号に定める月から支給することができる。

(1)昭和44年3月31日以前の交通事故にかかるものについては、昭和44年4月

(2)昭和44年4月1日から昭和44年6月30日までの交通事故にかかるものについては、交通事故があった日の属する月

附 則

この要綱は、昭和45年5月26日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和49年4月26日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和49年9月30日から施行し、昭和49年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和50年5月1日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和51年7月22日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和52年6月1日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年7月10日から施行し、改正後の神戸市交通遺児奨学金支給要綱の規定は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月2日から施行し、改正後の神戸市交通遺児奨学金支給要綱の規定は、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年7月1日から施行し、改正後の神戸市交通遺児奨学金支給要綱の規定は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年5月1日から施行し、改正後の神戸市交通遺児奨学金支給要綱の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月31日から施行する。